

# 障害者福祉についての法制度の拡充に関する請願

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

2015年 月 日

紹介議員 印

請願団体 きょうされん  
住所 東京都新宿区北新宿 4-8-16-9F

請願人代表  
住所 (他 名)

## 請願趣旨

2014年1月、日本政府は障害者権利条約を批准しました。世界で141番目と決して早くはありませんでしたが、障害者差別解消法制定など国内の法制度を整備した上での批准に、障害当事者や関係団体も大きな期待を寄せています。なぜなら、権利条約が法制度のいっそうの拡充、そして障害のある人の生活をよりゆたかにする道しるべとなるからです。

とりわけ第19条に謳われている「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利」を具体化するためには、解消・解決すべき課題がいくつか挙げられます。

障害のある人の所得保障の根幹である障害基礎年金は創設以来、拡充を求める声がありながら、逆に引き下げられています。その結果、親やきょうだいなどの支援なしに地域で暮らすことができないのが実態です。また、働く場のひとつである地域活動支援センターは、地域生活支援事業であるために市町村格差が著しく、また就労継続支援事業など自立支援給付事業と公費に大きなへだたりがあり

ます。

さらに批准元年にもかかわらず、精神科病棟を居住系施設に転換する方針が厚生労働省の検討会から出されました。地域で他の同年齢の市民と同等の暮らしを保障するという権利条約の理念に反する動きに、多くの当事者・関係者が反対の声を上げています。

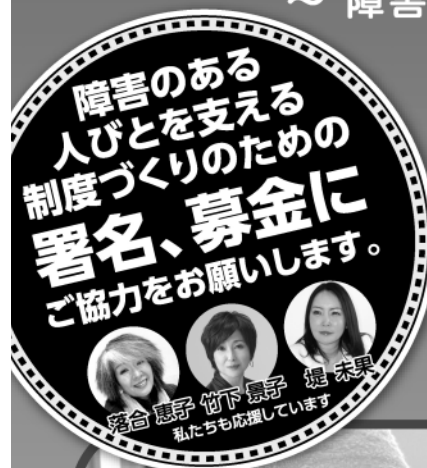
権利条約で何度もくりかえされる「他の者との平等」を実現するためには、改正された障害者基本法第3条にある「基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことを改めて制度・政策の基礎に置くことが必要です。そのうえで障害者総合支援法附則第3条で掲げている、支給決定や意思決定支援のあり方、常時介護を必要とする人への支援のあり方など、具体的な課題の解決が求められます。

以上を踏まえ、障害のある人のゆたかな地域生活が確保されるよう、次の事項について請願します。

あたりまえに働きえらべるくらしを、障害者権利条約を地域のすみずみに

# あたりまえに働きえらべるくらしを

～ 障害者権利条約を地域のすみずみに ～



きょうされん第38次  
国会請願・署名募金運動  
キャンペーン  
2014年12月～2015年4月

撮影協力: 栗田トモ@INDIGO FILMS / 藤田敏

取り扱い事業所・団体名

